

クレーム対応費用保険のご案内

もし、

(※)
クレーム行為により

診療が阻害されたら…

(※)クレーム行為とは、記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者(保険の補償を受けられる方)に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。



① 専門相談窓口への無料相談サービス

クレームコンシェルサポートメンバーがクレームに関するご相談や対応方法など解決に向けた各種アドバイスを実施し、クレームの速やかな解決を支援します。

*ご利用は本保険の被保険者のみとなります。

クレームコンシェルとは、
クレーム行為に関する
ご相談窓口です。



② 弁護士委任した場合の費用補償

相談料

報酬金

争訴費用

着手金

など

クレーム対応費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

- **保険期間** : 2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時まで
- **中途加入** : 保険期間の途中でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年12月1日午後4時までとなります。

公益社団法人鹿児島県医師会

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社

	お支払いする弁護士費用の支払限度額			
	プラン①	プラン②	プラン③	プラン④
	1事故50万円 期間中150万円	1事故100万円 期間中300万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故300万円 期間中900万円
	自己負担額 1万円 縮小支払割合 90%			
勤務医(1名あたり)	8,750円	10,000円	12,500円	15,000円
一般診療所・歯科診療所(注)	17,500円	20,000円	25,000円	30,000円
病院(100床未満)(注)	70,000円	80,000円	100,000円	120,000円
病院(100床以上500床未満)(注)	75,000円	100,000円	150,000円	200,000円
病院(500床以上)(注)	90,000円	120,000円	180,000円	240,000円

(注)1施設あたりの保険料です。

お支払いする保険金 = (弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円) × 90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

詳しくは、お電話または下記にご記入のうえ、FAXでお問合せください。

医療機関名		ご担当者名	
ご住所	〒	電話番号	
ご要望事項	1. 見積希望 2. 詳しい説明を聞きたい 3. パンフレット送付希望		

◆このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、パンフレット等をご覧ください。

◆契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

鹿児島県医師協同組合 TEL:099-254-8126 FAX:099-257-1816

問い合わせ先(保険会社等の相談・連絡窓口)

取扱代理店

鹿児島県医師協同組合
〒890-0053 鹿児島市中央町8-1
TEL:099-254-8126 FAX:099-257-1816
受付時間:平日の午前9時から午後6時まで
(土・日・祝日・12/29~1/3を除く。)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
鹿児島支店 法人支社
〒890-0053 鹿児島市中央町11番地
TEL:099-812-7504 FAX:099-251-1025
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)